第　1　号議案

あさぎり町広域協定運営委員会規則(細則)の一部改正の承認について

以下の理由から、下表の通り改正したい。
（2）-1　　組織の役員の構成に変更があったため。
（2）-2　　漢字が違うので訂正する。　×決済→○決裁

細則（2）　新旧対照表

旧

（2）-1　各組織　役員年報酬について

組織	組　織　役　員　年　報　酬（※長寿命化のみの集落は除く）						
	代表	副代表	書記	会計	監査役	その他役員	
上南	30,000	20,000	30,000	30,000	－	連絡員	10,000

（2）-2　あさぎり町運営委員　役員年報酬について　　単位：円

運営委員会	あさぎり町運営委員　役員年報酬					
	会長	副会長	会計	監査役	委員	
	50,000	25,000	40,000	25,000	20,000	

※副会長が会長又は会計の代理を務めた年は、年報酬額はその年度内に協議して決める。

※中山間集落選出委員分については、長寿命化の予算から支出

※会長及び副会長並びに会計は、必要に応じて事務局が処理する書類について**決済**を行う。（報酬に含む）

※監査は、年2回（中間・期末）行うこととし、監査役にて行う。（外部監査もあり）（会長等の参加も可。）

※監査役のうち1名は、土地改良区（代表者）の中から選出する。

※役員改選の際の運営委員会の費用弁償は旧・新役員ともに支払う。

※各土地改良区代表者が委員を務めている場合は、土地改良区としての業務と兼任しているものと考えるので、その委員には年報酬は支払わない。

新

（2）-1　各組織　役員年報酬について

組織	組　織　役　員　年　報　酬（※長寿命化のみの集落は除く）						
	代表	副代表	書記	会計	監査役	その他役員	
上南	30,000	20,000	30,000	30,000	－	連絡員	10,000
						幹事	10,000

（2）-2　あさぎり町運営委員　役員年報酬について　　単位：円

運営委員会	あさぎり町運営委員　役員年報酬					
	会長	副会長	会計	監査役	委員	
	50,000	25,000	40,000	25,000	20,000	

※副会長が会長又は会計の代理を務めた年は、年報酬額はその年度内に協議して決める。

※中山間集落選出委員分については、長寿命化の予算から支出

※会長及び副会長並びに会計は、必要に応じて事務局が処理する書類について**決裁**を行う。（報酬に含む）

※監査は、年2回（中間・期末）行うこととし、監査役にて行う。（外部監査もあり）（会長等の参加も可。）

※監査役のうち1名は、土地改良区（代表者）の中から選出する。

※役員改選の際の運営委員会の費用弁償は旧・新役員ともに支払う。

※各土地改良区代表者が委員を務めている場合は、土地改良区としての業務と兼任しているものと考えるので、その委員には年報酬は支払わない。